

三条市 伴走型 出産・子育て 応援事業

- ・妊婦のための支援給付
- ・妊婦等包括相談支援事業

安心して出産・子育てできるように、妊娠・出産・子育てまで継続する「妊婦等包括相談支援事業」と、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用などの経済的負担を軽減するための「妊婦のための支援給付」の一体的事業を実施しています。

対象者

三条市に住民票のある妊婦

※流産・死産等をされた方も対象になります。個別にお問合せください。

事業内容

●妊婦等包括相談支援事業

保健師、看護師等による面談を実施します。妊娠・出産・子育てについて知りたいことや気になることなど、お気軽にご相談ください。

●妊婦のための支援給付

妊娠届出時、出産後に面談を受け、申請された方に出産・子育ての経済的負担をサポートするため、現金を給付します。

※2回目の給付は出産予定日の8週間前から申請ができます。

希望する場合はお知らせください。

時期	妊娠届出時	妊娠8か月頃	出産後 (こんにちは赤ちゃん訪問時等)
面談対象者	妊婦	希望する妊婦	妊婦(産婦)
給付金	妊婦のための支援給付 (妊婦支援給付金1回目) 妊婦1人当たり5万円	—	妊婦のための支援給付 (妊婦支援給付金2回目) 子ども1人当たり5万円

※申請時に振込先の口座情報が確認できるものをご用意ください。

①振込先の口座情報が確認できる書類の写し(通帳またはキャッシュカード)

②身分証明書の写し(運転免許証またはマイナンバーカード)を添付ください。

※申請者本人名義の口座を指定してください。

お問い合わせ

三条市教育委員会 子ども家庭サポートセンター 総合支援係

電話：0256-45-1114

妊婦のための支援給付に関するQ & A

Q 1 妊婦支援給付金の申請から受け取りまでどのくらいかかりますか。

A 1 申請書を受理した後、概ね2か月以内に指定の口座に妊婦支援給付金を振り込みます。

Q 2 双子を妊娠・出産した場合は、いくら受け取ることができますか。

A 2 妊娠届出時の申請（1回目）により5万円、出産後の申請（2回目）により10万円を支給します。2回目の申請は子どもの人数×5万円の支給となるためです。

Q 3 妊娠届出後に流産・死産となった場合、給付の対象になりますか。

A 3 給付の対象となります。
妊婦支援給付金（2回目）の給付申請をご案内しますので、ご連絡ください。

※妊娠届出をしていなくとも医療機関で胎児心拍が確認できていれば給付対象になります（1回目・2回目）

Q 4 里帰り先でこんにちは赤ちゃん訪問を受けた場合、三条市と里帰り先の市区町村のどちらに給付金の申請をすればよいですか。

A 4 住民票がある三条市に申請してください。

Q 5 三条市で面談を受けた後に、妊婦支援給付金の申請をしないまま他市区町村に転出しました。この場合でも給付金は受け取れますか。

A 5 転出先の市区町村にご相談ください。転出先の市区町村で申請することが可能です。



こども家庭庁
・妊婦のための支援給付のご案内
・給付金と窓口相談のご案内



三条市HP